

岡崎市学校給食献立作成討議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は岡崎市学校給食献立作成討議会（以下「討議会」という。）の開催及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(討議会の開催)

第2条 討議会は、教育委員会の招集により、年に3回程度開催するものとする。

(開催目的)

第3条 討議会は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資することを踏まえ、以下に掲げる事項についての意見聴取及び意見交換を行うために開催するものとする。

- (1) 学校給食の献立について、経済性及び調理技術等の諸条件を勘案のうえ、作成すること。
- (2) 郷土の食文化や行事食について調査、研究し、献立へ反映させること。
- (3) 学校給食に使用する食材について、できる限り食物アレルギーのある児童生徒に配慮し、選定すること。
- (4) 食物アレルギー対応食について調査、研究すること。
- (5) その他学校給食の献立に関すること。

(出席者)

第4条 討議会は、20名以内の出席者をもって構成し、次に掲げる者のうちから岡崎市教育委員会が選任する。

- (1) 学校給食センター職員
- (2) 栄養教諭又は学校栄養職員
- (3) 小学校及び中学校の給食主任
- (4) 児童又は生徒の保護者
- (5) 給食調理業務受託者の業務責任者
- (6) その他教育委員会が必要と認めた者

(関係者の出席)

第5条 討議会は、説明等のため、教育委員会の職員、関係学校の職員、その他教育委員会が必要と認める者の討議会への出席を求めることができる。

(公開)

第6条 討議会は、原則として公開する。ただし、当該討議会が岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）第7条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含む事項を取り扱う場合は、全部又は一部を公開しない。

(事務局)

第7条 討議会に関する庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、討議会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。